

カトリック福岡教区 福岡教区納骨堂管理規則

(所在地と名称)

- 第 1 条 福岡市南区和田 4 丁目 1 5 番に既存のカトリック福岡教区（以下福岡教区という）が管理する和田墓地内に、カトリック福岡教区 福岡教区納骨堂（以下 納骨堂という）を設ける。

(目的)

- 第 2 条 本規則は和田墓地並びに納骨堂の維持管理について必要事項を定め、その円滑な運営を図ることを目的とする。

(福岡教区納骨堂管理委員会)

- 第 3 条 1. 前条の目的を達成するため、カトリック福岡教区長（以下 教区長という）の認可のもと福岡教区納骨堂管理委員会（以下 委員会という）を置く。
2. 委員会に関しては、福岡教区納骨堂管理委員会会則を別に定め、教区長の認可を得るものとする。

(資金)

- 第 4 条 納骨堂の運営に必要な資金は納骨堂管理料（以下 管理料 という）、寄付金及び雑収入によるものとし、委員会が管理する。

(会計年度)

- 第 5 条 委員会の会計年度は、福岡教区の定める会計年度に準ずる。

(墓地の使用制限)

- 第 6 条 1. 和田墓地周辺の都市化に伴い同墓地の管理料を納入している者であっても、新規に埋葬することを禁ずる。
2. 既に同墓地に、埋葬している者であっても、なるべく速やかに改葬し遺骨を納骨堂に安置するものとする。

(奉安室の使用者)

- 第 7 条 奉安室を使用できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- ① 福岡教区に所属する聖職者及び修道者。
- ② 委員会に加入している小教区のカトリック信者。
- ③ 前号のカトリック信者の親族。
- ④ 委員会の議決により、適当と認められた者。

(奉安室の使用)

- 第 8 条 1. 奉安室を使用したい者は、納骨堂奉安室使用申込書（様式 1 号）を作成し、所定の使用寄付金及び管理料と共に委員会あてに提出することにより、奉安室を使用することができる。
2. 使用申込寄付金及び管理料の額の決定、及びその改訂は 委員会の議決により、教区長の承認を得るものとする。
3. 管理料は、納骨堂開設後の 5 年を 1 期とし各期ごと前納するものとする。但し当該期の途中での申込にあつてはその年を含め 同期の残年数により算出する。

(永代供養)

- 第 9 条 1. 永代供養依頼は原則としては認めない。ただし、親族に墓守が居ない者について、委員会の議決により適当と認められた場合はこの限りでない。この場合、委員会の決議により決定された永代供養依頼申込寄付金を支払わねばならない。永代供養依頼が撤回され、又は納骨されなかった場合においても、永代供養依頼申込寄付金は返還しない。
2. 永代供養を認められた者は、永代供養申込書（様式 8 号）の「確認事項」を承諾のうえ永代供養費を添えて申請するものとする。

(納骨の手續)

第10条 奉安室の使用することが出来る者（以下カトリック信者として洗礼を受けた者を、使用者という）が、納骨を希望する場合は 奉安室使用届（様式 2号）及び火葬許可書等必要な書類を委員会に提出しなければならない。

(改葬届)

第11条 1. 和田墓地に埋葬中の遺骨を納骨堂に安置する場合には、改葬届（様式 3号）、火葬許可書等必要な書類を、委員会に提出しなければならない。
2. 改葬に要する費用は 改葬を願い出た者の負担とする。

(使用者の変更届)

第12条 使用者に、次の各号に該当する事項が生じた場合はその旨速やかに委員会に届出なければならない。

- ① 住所並びに電話番号を変更したとき。
- ② 使用を止めるとき。
- ③ 使用者を変更するとき。

(使用の相続又は譲渡)

第13条 1. 奉安室の使用は、民法上の法定相続人に限り相続することができる。
2. 奉安室の使用の譲渡を受けられる者は、前使用者の親族又は姻族で委員会で適当と認められた者とし無断譲渡を禁ずる。

(奉安室の返納)

第14条 1. 奉安室を必要としなくなった場合は、委員会に返納することができる。
2. 管理費の残存期間分は返却する。
3. 使用寄付金は返還しない。

(使用者の所在不明時の処置)

第15条 1. 墓地又は奉安室の使用権者が10年間所在が不明になった場合、または10年間管理費を納入しない場合には 委員会の議決を経て、その使用を取り消すことができる。
2. 前項の場合で、埋葬又は安置中の遺骨は委員会でその氏名を記録のうえ、別途保管することができる。
3. その後更に、その状態で10年を経過した場合は委員会の議決を経て これを合葬することができる。

(規則の改訂)

第16条 本規則の改訂は 委員会の議決を経て、教区長の承認を得るものとする。

(付 則)

第 1条 本規則は 2001年 4月 1 日から施行する
2011年 7月 1 日から施行する
2016年 4月 1 日から施行する
2025年 4月 1 日から施行する